

## 検査設備明細書

対象容器等：国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及びこれに装置されている附属品（国際容器則第24条第1号及び第2号）

### 1 容器の表面を清じようにするための設備（国際容器則告示第56条第1項第1号）

設備	メーカー	型式	数	備考
エアーガン又は洗浄液噴霧装置				
ワイヤーブラシ				
スクレパ				

### 2 容器の外面を照明検査するための設備（国際容器則告示第56条第1項第2号）

設備	メーカー	型式	数	備考
燈火				
鏡又はファイバースコープ				

### 3 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（国際容器則告示第56条第1項第3号）

設備	メーカー	型式	数	備考
スケール (JIS B7516(1987) 金属製直尺1級に適合するもの)				
ノギス (JIS B7507(1993) ノギスに適合するもの)				
デプスゲージ (JIS B7518(1993) デプスゲージに適合する最小読み取り目盛0.02mm以下のもの)				
拡大鏡				

4 漏えい試験のための設備（国際容器則告示第56条第1項第4号及び第2項）

設 備	メー カー	型 式	数	備 考
①最高充填圧力が35 MPa以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.1%以下まで検出できるもの） 又は検知液及び塗布のための器具				
②最高充填圧力が35 MPaを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.03%以下まで検出できるもの）				
③国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ガス検知器（メタンガスの濃度が0.2%以下まで検出できるもの） 又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具				
④国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 ガス検知器（メタンガスの濃度が0.2%以下まで検出できるもの）及び断熱性能試験のための設備				
圧力計（最高充填圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				